

傍聴される皆様への注意事項

会議の傍聴に当たり、次の留意事項を遵守してください。これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
 - 2 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
 - 3 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません（あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などを行うことができます。なお、ご本人の許可を得ずに個人が特定される形で一般傍聴者を撮影することはお控えください。）。
 - 4 服装を整えて会場に入ってください。はちまき、ゼッケン、たすき、腕章等は着用しないでください。
 - 5 危険な物、旗、ヘルメット、ビラ、プラカード等は持ち込まないでください。
 - 6 静粛を旨とし、意見を表明するなど審議の妨害になるような行為はしないでください。
 - 7 審議会委員等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。また、会議開始前後の審議会委員等への要請、陳情等はお控えください。
 - 8 飲食はしないでください。
 - 9 途中での入退室はやむを得ない場合のみとします。
 - 10 酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
 - 11 会場及び建物の警備上の理由により身分証をご提示いただくことがあります。
 - 12 その他、会長及び事務局職員の指示に従ってください。
- ※特に、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の事項についてはご協力をお願いします。
- 13 発熱等、風邪の症状が見られる場合や体調に不安がある場合は、傍聴を御遠慮ください。
 - 14 当日は手洗い・マスクの着用、咳エチケット等の一般感染対策の徹底へのご協力をお願いします。
 - 15 会議室入り口に消毒用アルコールを設置しますので、手指の消毒に御利用ください。

▽ 申込先 F A X 0 3 - 3 5 0 2 - 6 4 8 5

メール zimukyoku@mhlw.go.jp